

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成30年度
変更年度	令和2年度
計画主体	厚岸町

厚岸町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 厚岸町環境林務課林政係
所 在 地 北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地
電 話 番 号 0153-52-3131
F A X 番 号 0153-52-3138
メールアドレス kankyou@akkeshi-town.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ノイヌ、キツネ、カラス類（ハシブトカラス、ハシボソカラス）、ヒグマ、トド・アザラシ類
計画期間	2019年度～2021年度
対象地域	北海道厚岸郡厚岸町（町内全域）

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年度）

鳥獣の種類	被　害　の　現　状		
	品　　目	被　害　数　値	
		被　害　面　積、数量	被　害　金　額
エゾシカ	牧草	被害面積 657ha	193, 694千円
	牧草ロール	被害個数 1, 270個	8, 890千円
	デントコーン	被害面積 19ha	5, 477千円
	昆布	被害面積不明 (糞による干場清掃作業の負担)	不明
	庭木、花壇、家庭菜園	被害面積不明 (庭木、花、家庭菜園の食害と悪戯)	不明
	交通事故	物損事故 79件	不明
	苗木	被害面積不明 (造林地での苗木の食害と悪戯)	不明
	計		208, 061千円
ノイヌ、キツネ	乳牛	被害頭数不明 (乳牛の出産後の胎盤を喰らう。乳牛の鼻、乳房をかじる。)	不明
カラス類	牧草ロール	被害数量 269個	1, 883千円
	デントコーン	被害面積 5ha	1, 490千円
	子牛	被害頭数 17頭	3, 060千円
	計		6, 433千円
ヒグマ	町民	不安・安全確保	不明
	デントコーン	被害面積 不明	不明

トド・アザラシ類	水産物・漁具	被害件数 1件	92千円
----------	--------	---------	------

(2) 被害の傾向

エゾシカ	<p>町内全域に生息している。厚岸町のみの生息数データは無いが、北海道の調査では、北海道東部地域での平成28年度の生息数は19万頭と推定している。</p> <p>農業被害の多くは、牧草被害であるが、牧草ロール、デントコーンにおいても被害が発生している。</p> <p>林業被害は、人工林においてはカラマツ、ミズナラ等の苗木の枝葉が食べられる被害が通年発生している。天然林においては樹皮が食べられる被害が発生している。</p> <p>水産業では、エゾシカが昆布干場にも出没することがあり、糞の垂れ流し等の被害が懸念されている。</p> <p>そのほか交通事故や市街地への侵入等、住民生活に多大な影響を及ぼしている。</p>
ノイヌ	<p>尾幌地区、太田地区、若松地区などの酪農地域で円形ハウスなどをすみかとし、その数は不明である。</p> <p>乳牛の乳房や出産直後の胎盤がかじられる被害、出産直後の子牛が襲われる等の被害が年間を通して発生している。</p>
キツネ	<p>町内全ての山林に生息し、その数は不明である。</p> <p>乳牛の乳房や出産直後の胎盤がかじられる、出産直後の子牛が襲われる等の被害が年間を通して発生している。</p> <p>また、市街地でも出没しており、生ゴミを食べ散らかしたり、エキノコックス症への不安から、苦情が寄せられている。</p>
カラス類	<p>町内全域に生息し、その数は不明である。</p> <p>牧草ロールに穴を空ける、デントコーンを食べ荒らす、乳牛の乳房や出産後の胎盤、子牛を含めた乳牛の肛門を突く等の農業被害が発生している。カラスに突かれた乳牛は、その箇所が腐敗し搾乳することができなくなるため、その被害は重大なものとなる。</p> <p>市街地においては、カラスの春先の子育て、巣立ち時期の人への威嚇行動に対する苦情が寄せられている。</p>
ヒグマ	<p>町内の山林に生息し、その数は不明である。</p> <p>12月から2月下旬の冬ごもり期間は目撃情報が減少するが、全ての時期に目撃情報が寄せられている。</p> <p>特に行動が活発になる4月下旬から10月末にかけては、山林をはじめ、山林近くの道路や牧草地で多く目撃されている。</p> <p>また、厚岸町の市街地は、市街地の直後に山林が迫っているため、近年では市街地にも出没することもあり、特に大きな被害はないものの住民生活を脅かすことがある。</p>
トド・アザラシ類	<p>アザラシ類は、周年に渡り、定置網や刺網にかかった水産物を食い荒らすほか、網に穴を開けるなどの漁具被害を与えている。また、把握は困難ではあるが、入網前の食害や入網率の低下等の影響も考えられる。</p> <p>来遊数の詳細は不明であるが、例年目視や被害の確認がされている。</p>

(3) 被害の軽減目標

		現状値 (2017年度)	目標値 (2021年度)	備考 (軽減率)
エゾシカによる農業被害	被 害 額	208,061 千円	145,643 千円	30%減
	被害面積	657 ha	460 ha	30%減
ノイヌ、キツネによる乳牛・子牛被害	被 害 額	不明	2017年度より減少	—
	被害頭数	不明	2017年度より減少	—
カラスによる農業被害	被 害 額	6,433 千円	4,503 千円	30%減
ヒグマによる人身事故		0 件	0 件	—
トド・アザラシ類	被事件数	1 件	1 件	30%減
	被 害 額	92 千円	64 千円	30%減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

△	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○共通事項 厚岸町鳥獣被害対策協議会で捕獲数や捕獲方法等を協議し、捕獲活動を実施している。	
	○エゾシカ (捕獲) 厚岸町鳥獣被害対策実施隊により厚岸町一円で、銃器及びくくりわなによる捕獲を実施している。 捕獲後の個体は原則持ち帰って処理をすることとし、持ち帰りが困難な場合は、生態系に影響を及ぼさないよう、現場で埋設処理をしている。 湖南地区市街地の捕獲においては、捕獲後の個体は、標津町の処理施設に運搬・処分している。 (防護柵の設置) 平成25年度、平成28年度に鳥獣被害防止総合対策事業及び平成30年度に中山間地域所得向上支援事業により、一部の農家が牧草地及びバンカーサイロ等を囲む防護柵を設置した。	平成25年度より捕獲数を増やし捕獲事業を実施することにより、農業被害額が減少に転じているものの、依然として農業被害額が高水準となっている。 冬期間は、越冬地となる鳥獣保護区や国有林、道有林内等に多くのエゾシカが移動するため、国や北海道などの関係機関と連携し、捕獲事業を行う必要がある。
	○ノイヌ 厚岸町鳥獣被害対策実施隊により厚岸町一円で、銃器による捕獲	警戒心が強く、捕獲することが困難である。

	<p>を実施している。</p> <p>捕獲後の個体は、ごみ焼却処理場で焼却している。</p>	
○キツネ	<p>厚岸町鳥獣被害対策実施隊により銃器による捕獲を実施している。</p> <p>捕獲後の個体は、町のごみ焼却処理場で焼却している。</p> <p>銃器の使えない市街地等は、箱わなを使用し捕獲をしている。</p> <p>箱わなで捕獲した個体は、放棄している。</p>	銃器による捕獲は、一定の成果があるが、銃器の使えない市街地等では、警戒心が強く、箱わなでの捕獲を行っているが、捕獲しづらくなっている。
○カラス類	<p>厚岸町鳥獣被害対策実施隊により銃器による捕獲を実施している。</p> <p>市街地では、住民の安全を確保するため、幼鳥と卵を手捕りによる採取をしている。</p> <p>捕獲した個体は、ごみ焼却処理場で焼却している。</p>	散弾銃を使用しており、銃器の発砲音により、逃げ散るため、一度に多くの捕獲は困難である。
○ヒグマ	<p>人家近くに出没し、人に危害を加えるおそれがあると判断した場合に限り、町の臨時職員であるヒグマ駆除員の協力を得て、銃器による捕獲、または、箱わなによる捕獲を行ってきている。</p> <p>捕獲した個体は、ごみ焼却処理場で焼却している。</p>	ヒグマ駆除員の高齢化に伴い、今後の担い手の育成が課題である。
○トド・アザラシ類	<p>追い払いや強化刺網による防除効果並びに漁獲被害状況の比較調査を実施している。</p>	被害軽減を図るために、威嚇や銃器による捕獲等、有効な被害軽減策の検討のため、関係機関と捕獲体制や経費負担等について、協議が必要である。

(5) 今後の取組方針

○エゾシカ

厚岸町野生鳥獣被害対策協議会が中心となり、厚岸町鳥獣被害対策実施隊により捕獲を実施してきたが、依然として、農業被害額が高い状況にあるため、引き続き、年間を通じ、町内一円で捕獲を行う。

また、鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、ＩＣＴを活用したエゾシカ捕獲用囲いわなの導入を行い、捕獲事業を実施するなどの被害防止施策の一層の充実強化を図る。

さらに冬期間は、越冬地となる鳥獣保護区や国有林内、道有林内等に多くのエゾシカが移動するため、国や北海道などの関係機関と連携し、捕獲事業に取り組む。

デントコーン畠、バンカーサイロやスタックサイロなどの限定された場所に

は、エゾシカ侵入防止柵を設置し、被害の防止を図る。

○ノイヌ、キツネ

住民の安全確保及び農業被害の軽減を達成するため、引き続き、銃器による捕獲を実施する。

銃器の使えない市街地等は、箱わなによる捕獲を実施する。

○カラス類

農業被害の拡大防止を図るため、農業地域において、引き続き、銃器による捕獲を実施する。

市街地では、住民の安全を確保するため、幼鳥と卵を手捕りによる採取を実施する。

○ヒグマ

出没したヒグマの対策は、北海道で策定した「北海道ヒグマ管理計画」の出没個体の有害性判断フローと段階に応じた対応方針に基づき対応する。

また、デントコーン畑については、電気柵を設置し、被害の軽減を図る。

近隣町村とも連携し、広域での捕獲の協力体制の強化を図る。

○トド・アザラシ類

漁業被害軽減のため、厚岸漁業協同組合や（一社）北海道獵友会厚岸支部等との連携を取り、威嚇や銃器による捕獲等の検討を進める。

また、トド・アザラシ類による被害を受けている近隣市町や釧路総合振興局等とも連携して、被害防止対策を図る。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○エゾシカ、ノイヌ、キツネ、カラス類、トド・アザラシ類
厚岸町鳥獣被害対策実施隊により、捕獲、駆除を実施する。

○ヒグマ

町の臨時職員に任用したヒグマ駆除員により、捕獲、駆除を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
2019年度 ～ 2021年度	全般	・新たな担い手の育成のために、狩猟免許取得のための講習会を開催する。
	エゾシカ	・ICTを活用した囲いわなを導入し、捕獲の強化を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

○エゾシカ

北海道東部地域の平成28年度の生息数は、19万頭と推定されている。

北海道の作成したエゾシカ管理計画（第5期）では、北海道の東部地域の適正

生息数は約6万5千頭から13万頭としており、個体数の水準は依然として高い水準である。

厚岸町では、平成25年度より緊急捕獲等対策として捕獲強化を行い、農林業被害額が減少に転じているものの、依然として被害額は高水準であることから引き続き同水準での捕獲目標を設定することとする。

○ノイヌ

被害が増加しないよう、過去3カ年の実績を勘案し、捕獲目標を設定する。

○キツネ

被害が増加しないよう、過去3カ年の実績を勘案し、捕獲目標を設定する。

○カラス類

被害が増加しないよう、過去3カ年の実績を勘案し、捕獲目標を設定する。

○トド・アザラシ類

現在、厚岸町での有害鳥獣としての捕獲活動は実施していない。しかし、漁業被害が深刻化していることから、厚岸漁業協同組合や（一社）北海道猟友会厚岸支部等、関係機関と協議のうえ、捕獲活動の検討を進める。

トドについては北海道連合海区漁業調整委員会による捕獲枠内とし、アザラシ類は過剰な捕獲を抑制するため、捕獲数量については北海道が定める範囲とし、捕獲計画数は定めない。

【過去3年の捕獲実績】

対象鳥獣	平成28年度	平成29年度	平成30年度
エゾシカ	2,180頭	2,205頭	2,300頭
ノイヌ	39頭	16頭	25頭
キツネ	50頭	50頭	50頭
カラス類	81羽	216羽	200羽
ヒグマ	0頭	3頭	0頭

※平成30年度は推計。

【今後3年間の捕獲計画】

対象鳥獣	捕獲計画数		
	2019年度	2020年度	2021年度
エゾシカ	2,600頭	2,600頭	2,600頭
ノイヌ	30頭	30頭	30頭
キツネ	70頭	70頭	70頭
カラス類	400羽	1,000羽	1,000羽
ヒグマ	出没個体数に応じた捕獲を行う。		

捕獲等の取組内容	
エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通じ、銃器及びくくりわなにより捕獲を実施する。 くくりわなは、年間を通じて貸し出しを行う。 冬期間には、国や北海道等と連携し、一斉捕獲事業を実施する。 I C T を活用した囲いわなによる生体捕獲事業を実施する。 2019年度に新たに囲いわなを1基導入し、捕獲の強化を図る。
ノイヌ	<ul style="list-style-type: none"> 年間通じ、銃器により捕獲を行う。 銃器の使えない人家周辺等は、箱わなによる捕獲を実施する。
キツネ	<ul style="list-style-type: none"> 年間通じ、銃器により捕獲を行う。 銃器の使えない市街地等は、箱わなによる捕獲を実施する。
カラス類	<ul style="list-style-type: none"> 住民の安全確保及び農業被害の軽減を達成するため、銃器による捕獲を実施する。 市街地では住民の安全を確保するため、抱卵及び繁殖時期の4月から8月までは、幼鳥と卵を手捕りによる採取を実施する。
トド・アザラシ類	<ul style="list-style-type: none"> 漁業被害報告に応じて、威嚇や銃器等による捕獲を実施する。(アラザシ類の捕獲は、ゴマファザラシに限る。)

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整 備 内 容		
	2 0 1 9 年 度	2 0 2 0 年 度	2 0 2 1 年 度
エゾシカ	金網侵入防止柵・ 電気牧柵 10,000m	金網侵入防止柵・ 電気牧柵 10,000m	金網侵入防止柵・ 電気牧柵 10,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
2 0 1 9 年 度～ 2 0 2 1 年 度	ヒグマ	・住民周知体制の強化を図る。

5 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	厚岸町野生鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役 割
厚岸町	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止対策全体の統括 ・構成機関等との連絡調整 ・被害状況のとりまとめ ・住民への普及啓発、注意喚起 ・厚岸町鳥獣被害対策実施隊による捕獲
厚岸町農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・農地等に関する情報提供
釧路太田農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・農業被害の情報収集、提供
(一社)北海道猟友会厚岸支部	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲活動などの被害防止を実施 ・専門的立場からの助言・指導
厚岸町森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・民有林内の被害調査 ・山林に関する情報提供
北海道釧路総合振興局森林室 (オブザーバー)	<ul style="list-style-type: none"> ・道有林内の被害調査 ・林業被害対策に関する助言
釧路農業改良普及センター釧路東部支所 (オブザーバー)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業被害対策に関する助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
環境省北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・国設鳥獣保護区の鳥獣対策の窓口（捕獲許可等）
林野庁北海道森林管理局 根釧西部森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> ・国有林内の情報提供 ・国有林の入林承認手続等 ・国有林内のエゾシカ捕獲事業の実施
北海道釧路総合振興局環境生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣対策の窓口（捕獲許可等）
北海道釧路総合振興局農務課	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止計画の指導、情報提供
北海道釧路総合振興局森林室	<ul style="list-style-type: none"> ・道有林内の情報提供 ・道有林の入林承認手続等 ・道有林内のエゾシカ捕獲事業の実施
厚岸警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の安全確保
厚岸漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業被害の情報収集、提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成28年度に厚岸町鳥獣被害対策実施隊を設置。

○実施隊員

- ・町職員
- ・鳥獣被害防止施策に積極的に取り組むことが見込まれる者

○実施隊の活動内容

- ・対象鳥獣の捕獲等に関すること。
- ・対象鳥獣の被害防止技術の向上に関すること。
- ・その他鳥獣防止施策に関すること。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

○エゾシカ

捕獲後の個体は、原則持ち帰って処理をすることとし、持ち帰りが困難な場合は、生態系に影響を及ぼさないよう現場で埋設処理する。

湖南地区市街地の捕獲及びモバイルカーリング事業等の一斉捕獲事業等による捕獲後の個体は、町外の処理施設に運搬し、焼却処理する。

また、囲いわなにより生体捕獲した個体については、養鹿業者に引き渡し、有効活用する。

○ノイヌ、キツネ、カラス類

捕獲個体は、全てごみ焼却処理場に運搬し、焼却処理する。

○ヒグマ

捕獲個体は、計測後死体処理をし、回収試料として指定されている部位を地方独立行政法人北海道立総合研究機構環境科学研究センターへ送付する。

また、回収試料以外の部位については、焼却、廃棄などにより処理する。

○トド・アザラシ類

トド・アザラシ類の捕獲個体はできるだけ研究機関へ検体として提供し、検体として不要な部位については、ごみ処理場に運搬し、焼却、廃棄などにより処理する。

7 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし